

公益社団法人高分子学会
高分子学会旭化成賞規程
(2021年5月24日 理事会承認)

(総則)

第1条 高分子学会旭化成賞（以下旭化成賞）の授賞については、この規程の定めるところによる。

(対象)

第2条 本賞は、表彰対象年度の4月1日時点で年齢満45歳以下の本会会員で、環境、エネルギー、バイオ、ライフサイエンス分野において高分子科学に基礎をおき、独創的かつ優れた研究業績を挙げた研究者に授与する。

2 前項における分野は、奇数年（西暦）を「環境、エネルギー」とし、偶数年（西暦）を「バイオ、ライフサイエンス」とする。

(賞)

第3条 本賞の授賞件数は、毎年原則1件以内とし、受賞者には賞状および副賞100万円を贈呈する。

(受賞候補者の推薦)

第4条 本賞の受賞候補者の推薦は本会会員が行うものとし、自薦・他薦は問わない。推薦にあたっては、本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年5月末日までに、旭化成賞選考委員会（以下選考委員会）に提出する。ただし、推薦者の推薦件数は1件に限る。

(受賞候補者の選考)

第5条 本賞の受賞候補者選考のため、選考委員会をおく。選考委員会に関する内規は、別に定める。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は、理事会の議決を経て行うものとする。

(受賞者の表彰)

第7条 受賞者の表彰は、毎年高分子討論会開催時に表彰式を行う。

(本賞の名称および表記方法)

第8条 本賞の英訳名は、SPSJ Asahi Kasei Award 西暦年とする。

補則

1. この規程は、理事会の承認を得て施行する。
2. 受賞者は1件につき複数名も可とするが、最大3名以内とする。

(2010年11月22日 理事会承認)

(2011年11月11日停止条件付理事会承認 2012年4月1日発効)

(2018年3月14日 理事会承認)